

# 大鰐町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要領

## 1 目的

大鰐町では、ふるさと納税をしていただいた方に、返礼品として商品やサービスを提供しております。

ふるさと納税制度による大鰐町への寄附促進と大鰐町の魅力や地元特産品のPR、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、町外在住の寄附者に対し、返礼品の提供に協力していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

## 2 募集の要件

下記の要件に全て適合していることが要件となります。

(ア) 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。

(イ) 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかを町内に有する企業・団体や個人事業者

(ウ) 申込時に町税の滞納がないこと。

(エ) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

※ただし、上記の要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないものとします。

## 3 募集期間

随時募集しています。

## 4 応募方法

ふるさと納税返礼品協力事業者申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、本要領11の申込み・問合せ先へ提出してください。

## 5 募集する返礼品について

返礼品は、次の要件を満たす必要があります。

①平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（地場産品基準）に当てはまるものに限り、

②公序良俗に反しないものであること。

③自ら生産・製造したものの以外の場合は、本町のふるさと納税の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。

④品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除きます。）

⑤食料品については寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね一週間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りでは

ありません。

- ⑥宿泊施設・サービスの利用券等については、本町内で提供されるものに限るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため各業界・業種が公表するガイドライン等を遵守した対策が行われていること。また利用期限のあるものについては、原則として6ヶ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではありません。
- ⑦本町ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報を提供可能であること。
- ⑧宅配業者により、配送が可能であること。
- ⑨平成29年4月1日付け総務省第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。
  - (i) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル・通信料金等）
  - (ii) 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
  - (iii) 価格が高額なもの
  - (iv) 寄附額に対し、返礼割合が2割5分を超えるもの

(1) 返礼品の区分について

寄附金額に応じて下記の区分の商品等を募集します。(送料は実費を町が負担します。)

区分	返礼品の価格(税込)	町の負担上限額
①	2,500円相当	2,500円
②	3,750円相当	3,750円
③	5,000円相当	5,000円
④	6,250円相当	6,250円
⑤	7,500円相当	7,500円
⑥	8,750円相当	8,750円
⑦	10,000円相当	10,000円
⑧	11,250円相当	11,250円
⑨	12,500円相当	12,500円
⑩	25,000円相当	25,000円
⑪	30,000円相当	30,000円

## (2) 返礼品贈呈の仕組みについて

寄附いただいた個人のうち希望者に対して、下記の表に応じて返礼品を贈呈します。

寄附金額	返礼品の価格
1万円以上1万5千円未満	2,500円分までの返礼品を贈呈
1万5千円以上2万円未満	3,750円分までの返礼品を贈呈
2万円以上2万5千円未満	5,000円分までの返礼品を贈呈
2万5千円以上3万円未満	6,250円分までの返礼品を贈呈
3万円以上3万5千円未満	7,500円分までの返礼品を贈呈
3万5千円以上4万円未満	8,750円分までの返礼品を贈呈
4万円以上4万5千円未満	10,000円分までの返礼品を贈呈
4万5千円以上5万円未満	11,250円分までの返礼品を贈呈
5万円以上10万円未満	12,500円分までの返礼品を贈呈
10万円以上12万円未満	25,000円分までの返礼品を贈呈
12万円以上	30,000円分までの返礼品を贈呈

(例) 50,000円の寄附をした場合⇒12,500円分までの返礼品を贈呈

寄附者の返礼品選択方法例

例① 12,500円の返礼品1種類の選択で12,500円の返礼品を贈呈

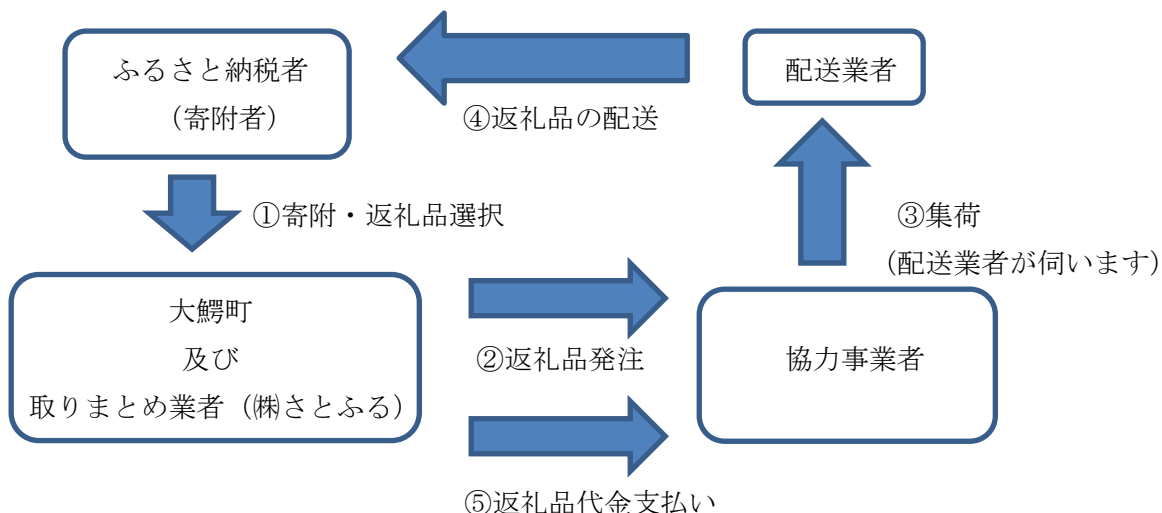
例② 10,000円の返礼品と2,500円の返礼品、2種類の選択で計12,500円の返礼品を贈呈

例③ 2,500円の返礼品3品と5,000円の返礼品、4種類の選択で計12,500円の返礼品を贈呈

## 6 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税を取り扱っているインターネットサイト「さとふる」、「楽天ふるさと納税」のホームページに返礼品等の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 町のホームページに返礼品の画像、返礼品名、事業者名などが掲載されます。また、協力事業者にホームページがある場合、希望により掲載欄にリンクを貼ります。
- (3) 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封して頂くことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

## 7 返礼品発送の流れ



## 8 返礼品の取りまとめ委託先

ふるさと納税の効果的な推進・ポータルサイトの運営、安心安全を考慮した特産品等の手配、顧客・配送等に係る個人情報の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、大鰐町において、以下の業者を取りまとめ業者として指定しています。

協力事業者及び返礼品の選定にあつては本要領2及び5の要件のほか、取りまとめ業者の条件にも合致するかどうかを含め総合的に判断します。

なお、適当と認められた場合は、別途取りまとめ業者との契約が必要になります。

### 【取りまとめ業者】

株式会社さとふる

東京都中央区京橋2-2-1京橋エドグラン13F

TEL: 03-6262-7415 (代表)

## 9 個人情報の保護

協力事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、大鰐町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

## 10 その他留意事項

(1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者へ報告するものとします。

(2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応するものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。

また、品質等の保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。

- (3) 町は、登録された事業者が本要領2及び5に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取消すことがあります。
- (4) 町は、申込内容に虚偽があった場合若しくは町に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取消します。
- (5) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本町との協議によるものとします。

#### 1 1 申込み・問合せ先

〒038-0292 大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町役場 企画観光課

TEL : 0172-55-6561

FAX : 0172-47-6742

e-Mail : kikaku@town.owani.lg.jp

参考：地場産品基準

- ア 町内において生産されたものであること。
- イ 町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- ウ 町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- エ 返礼品等を提供する町内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- オ 町の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- カ 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- キ 町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が町に相当程度関連性のあるものであること。
- ク 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - 1) 町が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - 2) 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - 3) 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- ケ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。